

別紙 1-1

グループホームみずあおい 運営規程

(従業者の職種・員数)

第4条

職種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者	1	常勤兼務 1名	介護福祉士1名 管理者研修 実践リーダー研修
介護従業者	14	常勤専従 3名 常勤兼務 4名 非常勤専従 3名 非常勤兼務 4名	介護福祉士8名
計画作成担当者	2	常勤兼務 2名	介護福祉士2名 介護支援専門員1名 認知症介護実践者研修
看護職員(医療連携)	2	非常勤専従 2名	正看護師(デイサービス兼務) 訪問看護(はなうた)

別紙 1-2

(利用料及びその他の費用)

第9条

認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 基本報酬

※6級地: 10,270円/単位

介護度	介護報酬単位	利用料(1割)/日
要支援2	749単位	7,692円
要介護1	753単位	7,733円
要介護2	788単位	8,092円
要介護3	812単位	8,339円
要介護4	828単位	8,503円
要介護5	845単位	8,678円

短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 基本報酬

※6級地: 10,270円/単位

介護度	介護報酬単位	利用料(1割)/日
要支援2	777単位	7,979円
要介護1	781単位	8,020円
要介護2	817単位	8,390円
要介護3	841単位	8,637円
要介護4	858単位	8,811円
要介護5	874単位	8,975円

認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 加算(予防含む)

※6級地：10,27円/単位

加算項目	介護報酬単位	利用料(1割)/日
初期加算(入居から30日間)	30単位	約308円
医療連携体制加算(Ⅰ)ハ	37単位	約379円
医療連携体制加算(Ⅱ)	5単位	約51円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位	約225円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位	約184円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位	約61円
看取り介護加算		
死亡日以前31日以上45日以下	72単位	約739円
死亡日以前4日以上30日以下	144単位	約1,478円
死亡日以前2日又は3日	680単位	約6,983円
死亡日	1,280単位	約13,145円
栄養管理体制加算	30単位/月	約308円/月
科学的介護推進体制加算	40単位/月	約410円/月
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数 10/100×単価	
業務継続計画未実施減算	所定単位数 3/100×単価	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数 1/100×単価	
退所時情報提供加算	250単位/1回	約2,567円/1回
認知症チームケア推進加算Ⅰ	150単位/月	約1,540円/月
認知症チームケア推進加算Ⅱ	120単位/月	約1,232円/月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	(Ⅰ)18.6%/総単位数	
	(Ⅱ)17.8%/総単位数	
	(Ⅲ)15.5%/総単位数	
	(Ⅳ)12.5%/総単位数	

※サービス提供体制強化加算は、事業所の職員体制の変更等により算定要件が満たされた場合、いずれか1つ算定することとする。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰは、法人の届け出の内容により(Ⅰ)～(Ⅳ)のいずれか1つを算定することとする。2024年6月1日から算定開始のため、それまでは従前の処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算を算定することとする。

短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 加算(予防含む) ※6級地：10,27円/単位

加算項目	介護報酬単位	利用料(1割)/日
医療連携体制加算(Ⅰ)ハ	37単位	約379円
医療連携体制加算(Ⅱ)	5単位	約51円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位	約225円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位	約184円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位	約61円
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数 10/100×単価	

業務継続計画未実施減算	所定単位数 3/100×単価	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数 1/100×単価	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	(Ⅰ) 18.6%/総単位数	
	(Ⅱ) 17.8%/総単位数	
	(Ⅲ) 15.5%/総単位数	
	(Ⅳ) 12.5%/総単位数	

※サービス提供体制強化加算は、事業所の職員体制の変更等により算定要件が満たされた場合、いずれか1つ算定することとする。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰは、法人の届け出の内容により(Ⅰ)～(Ⅳ)のいずれか1つを算定することとする。2024年6月1日から算定開始のため、それまでは従前の処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算を算定することとする。

室料・食材料費・光熱水費・その他の費用等利用料

室料	2,400円/日
食材料費	1,400円/日
光熱水費	700円/日
おむつ代・パット代	実費
理美容代・医療費・嗜好品等	実費

令和06年4月1日 改定